

平成30年9月

会 員 各 位

但 陽 信 用 金 庫  
理事長 桑 田 純一郎

## 出資証券不発行のご案内

平素より但陽信用金庫をご利用いただきまして誠にありがとうございます。  
さて、当金庫では、会員の皆さまからお預かりした出資金につきましては、これまでは出資証券を発行してまいりましたが、近年の株式会社における株券の不発行制度と同様、平成30年10月より出資証券を不発行とし、当金庫の会員名簿により電子的に一元管理いたします。

今後、出資内容につきましては、毎年6月に発送いたします「出資金残高通知書兼出資配当金支払通知書」にてお知らせいたしますとともに、会員の皆さまからのご請求時には出資金の「残高証明書」を随時発行いたします。

会員の皆様からお預かりしている出資金ならびに会員としての権利等につきましては、電子データとして厳格に管理を行ってまいります。また、会員としての権利等につきましても、これまでと何ら変わりありませんのでご安心ください。

なお、お手元の出資証券につきましては、回収いたしませんので、そのまま保管いただければ結構です。万一紛失された場合でも、届出の必要はなく、出資金ならびに会員としての権利等に何ら影響はございません。

会員の皆さまにおかれましては、何卒格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

何かご不明な点がございましたら、お取引店の窓口または下記お問合せ先までご連絡ください。

以上

**【お問合せ先】**

但陽信用金庫 総務部・出資担当  
電話：079-422-7721(代表)

## 【出資証券不発行(ペーパーレス化) についてのQ & A】

### Q 1. なぜ、出資証券を不発行にするのですか。

A 1. 出資証券は、預金の通帳や証書と違って、日頃出し入れすることなく、また、長期に亘って保管しなければならないため、相続、譲渡や名義変更の際、出資証券紛失のお申し出を受けることがあります。出資証券を不発行とすることで、その際の手続きが簡素化され、会員の皆様のご負担を減らすことができます。

### Q 2. 出資証券が不発行になると、金庫に出資しているという証拠書類がなくなってしまうが、自分が出資していることを何かで確認できるのですか。

A 2. 会員の皆様からお預かりした出資金の管理は、会員名簿により電子的に一元管理いたします。今後は毎年6月に発行する「第〇〇期出資金残高通知書兼出資配当金支払通知書」にて出資内容(出資者の住所・氏名、口数・金額等)の確認をいただくこととなります。

### Q 3. 手元にある出資証券はどうすればよいのですか。

A 3. 現在お持ちの出資証券は、会員ご加入時に出資金をお預かりしました証として発行してまいりましたが、今回の出資証券の不発行に伴い、会員の皆様には出資証券の保管の必要も、金庫へご返却いただく必要もございません。会員の皆様からお預かりしている出資金ならびに会員としての権利等については、これまでと何ら変わりございませんのでご安心ください。

### Q 4. 氏名や住所等が変わったときはどうすればいいのですか。

A 4. 本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)と当庫への届出印鑑をお持ちください。預金取引の変更手続きが完了すれば、出資の届け出事項にも反映されます。なお、出資証券を持参いただいた場合は、当金庫が責任をもって回収させていただきます。また、万一、出資証券を紛失されている場合にもお届けいただく必要はございません。

### Q 5. 出資証券が発行されないと将来の脱退・相続など手続きの際には、何を持っていけばよいのですか。

A 5. 本人確認書類と当庫への届出印鑑を、相続の場合は左記の書類に加えて、相続に必要な書類と相続人全員の実印の押印が必要となります。相続処理については、いろいろなケースがありますので、お客様のお取引いただいている営業店にお問合わせください。

### Q 6. 新たに出資会員となったときは、「出資証券」に代わるものはありますか。

A 6. 新たに当金庫の出資会員となつていただいた際(譲受、相続を含む)には、これまでの「出資証券」に代わり「出資会員加入承諾書」を発行させていただきます。但し、名義変更については、何も発行いたしません。